

長崎県後期高齢者医療広域連合告示第9号

長崎県後期高齢者医療広域連長の選挙に関する規則（平成18年規則第12号）第4条の規定により、広域連合長の期日前投票の開始日を、令和5年5月1日から行う。

令和5年5月1日

長崎県後期高齢者医療広域連合選挙長

本 多 浩 志

